

## 平成30年第3回笠松町議会定例会会議録（第6号）

平成30年9月18日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	3番	尾 関 俊 治
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	田中 幸治
教育文化部長	足立 篤隆
会計管理者兼 会計課長	那波 哲也
総務課長	佐々木 正道
税務課長	田島 直樹
企画課長	山内 明
水道課長	田島 茂樹
教育文化課長	天野 富三

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩 敬康
書記	中野 妙子

1. 議事日程（第6号）

平成30年9月18日（火曜日） 午前10時開議

- |      |        |                                    |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 第61号議案 | 平成29年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第2 | 第62号議案 | 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第3 | 第63号議案 | 平成29年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第4 | 第64号議案 | 平成29年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第5 | 第65号議案 | 平成29年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第6 | 第66号議案 | 平成29年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について  |
| 日程第7 | 第1号請願  | 核兵器禁止条約に日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願 |

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

日程第1 第61号議案から日程第6 第66号議案まで及び日程第7 第1号請願について

○議長（尾関俊治君） 日程第1、第61号議案から日程第6、第66号議案までの6議案及び日程第7、第1号請願を一括して議題といたします。

前回に引き続き、第61号議案 平成29年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について、決算書69ページ、第9款 教育費についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 9款 教育費の中の2項 小学校費で、決算説明資料85、86ページですが、小学校から英語の授業が入ったと思いますが、小学校ではどのような形での英語教育が行われているのかお尋ねします。

それから、決算説明資料の91、92ページですが、2目の公民館費で一番下にあります町づくりの担い手育成事業ですが、どのような内容の育成者についてどのようなことを行われたのかお尋ねします。

以上、2点お願いします。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 先ほどの質問の小学校の英語教育について御説明をさせていただきます。

本年度から新しい学習指導要領の移行の時期に入りまして、小学校の3年生、4年生が英語活動、いわゆる今まで5年生、6年生がやっていた英会話を中心とする外国語活動を本年度は年間15時間やるということで、その予定で動いております。

5年生、6年生に関しては、新しい学習指導要領に沿って、今度は英語科、教科としての英語がスタートしますので、従来、中学校の1年生からやっていた英語教育がそっくりそのまま低学年におろされます。

笠松町では、これ以外に小学校の1年生、2年生にも英語に親しむという活動で指導助手を雇ってくださっておりますので、1年生、2年生においても、全ての学級で年間8時間から10時間、英語に親しむ時間をつくっていただいております。以上です。

○議長（尾関俊治君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

公民館費のまちづくりの担い手育成事業についての御質問でございますが、平成28年度に実施しました岐阜県長期型人材育成事業の学びによる地域づくり活動実践講座、笠松まちづくりびと講座でできましたグループのうちの、引き続き事業を展開しているグループが2つございまして、そちらのほうに謝礼としております。

まずは、「笠松インフォメーション from OKAMOTO」では、まちの駅「フラットおかしょく」を会場に、岐阜工業高等学校の生徒が講師となりまして、地域住民を対象としたワークショップ、各学科ごとに6講座開かせていただきました。

もう一つのグループの「まちづくりびとチーム癒やし」では、親子で参加できる「笠松ふるさとかるたウォークアンドふるさとかるた大会」を開催いたしまして、ふるさとかるたに紹介されているポイントを地図を頼りにめぐりまして、ウォークラリーを行いまして、その後、かるた大会を行い、親子で楽しみながらふるさとの学習を行いました。

今後、笠松町の課題や未来について調査・研究を行いまして、自由に議論、方策を考える場を設けまして、今後のまちづくりの担い手、高齢者育成のための事業を展開していきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず、英語教育のほうですが、指導要領に基づいて、中学1年生でやっていたのが小学校の5、6年生に移ってということになりますと、中学のほうもまた充実させた英語教育になっているのではないかと思います。その点、中学のほうはどのようになっているのか。

そして、こうした授業を授業時間の中に小学1年生から、またこの平成29年度でいきますと、保育所も含めて実施された内容であると思いますが、その点でどのような功を奏してきているのか、英語に堪能されてきているのか、その点も含めてもう少しお話を聞かせてください。

それから、公民館のほうですが、要するにまちづくりに役立つような事業を行ってくださっていると思いますが、これってずっと継続してこれからも行われていき、まちづくりに役立つような形で展望していけるような内容になっていくのか、その点、今後についてどのように目指していらっしゃるのか、少しお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 小学校の5年生、6年生から英語科になりますけれども、ただこれは年間35時間、週1時間の割合でしか行われません。実際にはこの1時間分というのがどんどん、中学校、高等学校まで上がっていくわけですがけれども、主に英語が話せる、そういったところに重点が置かれておりまして、高等学校の新しい教科でも英語を話す、そんな教科が制定されるということを新しい学習指導要領でも出されております。私どもも一層、英語が話せる子供

たちをつくるように、今一層努力してまいりたいと思っています。

○議長（尾関俊治君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

まちづくりの担い手育成事業につきましては、一応今年度も岐阜工業高校さんには、またワークショップを開催していただいております。当分の間は、これを継続していただきまして、今4つのグループがございますけれども、新たなグループができてきましたら、またそちらのほうは支援しながら、この事業には取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） それでは、決算説明資料の86ページ、学校教育推進交付事業ということで、各学校に50万円ずつ交付されておるわけなんですけれども、平成27年度は200万でほぼ満額で、平成28年度が195万3,000円ということでほぼ満額に近かったんですが、平成29年度においては141万6,000円ということで、大分残しているわけですが、残すことが悪いということではないんですが、どういうものを購入されて、なぜ残ったのかということについて、どういうふうに認識されているのか教えてください。

それと、次のページ、88ページにある情報教育ネットワーク事業ということで、以前、無線LANのアクセスの強化を行ったんですけれども、小・中学校のどの範囲まで無線LANが届くようになったのかということですね。教室、学校内は全部オーケーになったのか、体育館や運動場では利用できるのかということについて、お尋ねいたします。

それと、ちょっと関連になるんですけれども、学校には公用車というのは置いていなかったと思うんですが、先生方が公務で外出されるときに移動というのはどういうふうになっているのかについてお知らせください。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 私からは、先に公務で出張する場合の取り扱いについて御説明をさせていただきます。

出張をする場合に、自家用車を使用する場合には、自家用車の承認規定というものがあまして、まず使用する自家用車に保険がきちんと乗っているかどうか、県の規定では対物の限度が500万、搭乗者の傷害に関する補償が1,000万以上と一応保険の規定がありまして、その保険に加入している場合について公用車の使用を認めると、そういう規定になっております。出張する場合には自家用車の承認願というものを出し、学校の校長から承認を得たものについて出張が許されると。その出張に関しては、県の職員の研修旅費というのが整備されておまして、

車を利用したというのではなくて、基本的には公共交通機関を利用した規定の中で旅費が支払われていたり、場合によっては距離で旅費規定がつけられていて、それを適用する場合等、出張する場合の旅費が支払えるようになっております。以上です。

○議長（尾関俊治君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

まず学校教育推進交付事業につきましては、昨年度は、各学校の内訳をちょっと申し上げさせていただきます。

笠松小学校では、生き物学習、合唱などの講師謝礼などに活用しまして50万円、松枝小学校におきましては、体育指導などクラブ活動の講師への謝礼等に活用していただきまして30万2,856円、下羽栗小学校につきましては、鼓笛の交流会ですね、県立岐阜商業高等学校と交流をしておりますので、そちらの費用と、関係備品等の購入に活用していただきまして49万9,902円、笠松中学校につきましては、合唱発表会等の備品と駅伝用のユニフォームを購入したことに活用いただきまして11万2,880円ということございまして、笠松中学校につきましては、特に50万円を切っておるんですけど、前年の繰り越しを使ってそちらのほうから支出をして、今年度の支出としては11万2,880円ということでございます。

もう一つ、教育振興費の情報教育ネットワークのネットワーク事業につきまして、無線LANがどこまで届くかという範囲でございますが、校舎内までということで、体育館のほうまでは届いておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

無線LANのほうは、まず校舎内が基本ということですのでよろしいでしょうかね。グラウンドは届かないということでもよかったんですかね。例えば、体育館で体育の授業をしたり、グラウンドで運動会に利用したり、いろんなことでLANがあると非常に便利ではあると思うんですが、そういうところでやろうとするとなかなか難しいというのはわかります。それと、例えば体育館でいうと避難所になったりするので、そこにLANがあるかないかというのは大きい、無線LANが整備してあるかどうかというのは、そういうことも含めて大きいと思うのですが、今後そういったところへ展開する予定がないのかあるのかについて伺いいたします。

それと、備品のほう、各学校特色のあるということで、これって繰り越しができたんですかね。ちょっとよくわからないんですけども、毎年決算が上がっていて、各学校、例えば28年度ですと195万3,000円ということは、繰り越しがされていないというふうに思えるんですが、27年度は200万なので、ああ、これは全額使ったのか、繰り越ししたのかということにもあるかもしれないんですけど、その辺のところはそういうふうになっているのかということと、金

額が満額使えばいいというわけじゃないんですけれども、学校としては特色ある事業としてこれだけでよかったという判断でよかったのかということですね。

それと、車の問題なんですけれども、公共交通機関を基本的には使うということなんですけれども、現実、例えば松枝小学校からどこかへ行こうと思ったときに、なかなか公共交通機関で行けるような状況には少ないと思うんですよね。なので、私物の自家用車を使うということになると思うんですけれども、そうすると保険の規定があって、保険に入っていれば、お伺いを立てて、校長の印鑑があれば旅費規定に従って旅費も出るしということだと理解したんですけれども、そうすると例えば、どういう過失割合があったにしろ、1回事故が起きれば、自分の保険を使うということになるわけですね。その際というのは、公務中の事故という扱いにあくまでもなると思うんですが、自分の保険を使うということは、例えば保険料が値上がりしたり、事故割合によって上がったり、いろんな個人的にマイナスの面が出てくると思うんですが、そのようなことというのはどういうふうに、あくまでも個人に任せちゃっているのか、どういふふうになっているのかわからないので、少し教えてください。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 自家用車の使用についての御質問にお答えをさせていただきます。

基本的には、出張における自家用の自動車の使用承認ですから、先生のほうから自家用車の使用というものを申し出るといったものに対して許可をするという形で動きますので、基本的には自家用車を使うときには事故が起きないようにきちんと運転するというのを大前提にして許可をしているというふうに考えています。が、一方、公共交通機関を利用したら、前日から出張に出かけなきゃならないような場合もあったり、早朝から公共交通機関を利用し乗り継いで出張しなければならないときがあって、これを例えば学校のほうで認めていくということになりますと、学校の教育活動に大きな支障を来すということで、現在のところは、言ってみれば先生方の好意だと私は思っていますけれども、子供への強い願いだと思っていますけれども、自家用車を使うことを承認していただいて使っているというのは現状でございます。

体育館での無線LANの件についてでございますが、現在学校では、タブレットをきちんと購入していただいておりますので、しかもグループにきちんと1台ずつは充足しておりますので、スクリーンを体育館へ持って行って、タブレットで形の上では子供たちの活動の様子を映して、グループごとにそれを見合せて、あなたのここがよかったよと、ここを直すといいよというようなことは交流し合って授業のときには使いますし、必要であればラインをつないで、きちんとスクリーンで子供たちに技術指導等をしておりまして、今のところは有効に活用されております。それは無線LANが整備されていることにはこしたことはないとは思っておりますが、今のところはそんな形で利用していただいております。

○議長（尾関俊治君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

まず、学校教育推進交付事業の件につきましてですが、昨年度、中学校におきましては50万円、年度初めに交付いたしましたので、そのうち23万4,250円は使われなかった部分がございますので、そちらのほうから昨年につきましては返金していただきませんでしたので、今年度につきましては、そこから使っていただいて、今年度、先ほど言った金額を支出していますので、その残りの分を平成29年度は返金をしていただきましたので、今回の決算になったわけでございます。

あと、情報教育ネットワーク事業のほうの無線LANの件につきましては、今後どのような形で入れていくのが有効であるか、いろんなことを検討させていただいて、将来的には導入できるのかどうかわかりませんが、検討はさせていただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 教育振興のほうなんですけれども、何かよくわからなかったんですけれども、変な話、やり方によっては繰り越したように使えるような話だったのかなあとと思うんですが、有効に使っていただく分には全然構わないんですけれども、その辺のことがちゃんとわかりやすいように、説明できるように認定資料に書いていただいた上で説明していただくと、今後ありがたいなあというふうに思うわけでありまして。現状のままだと、そういうことがあったのかどうかというのは全くわからないわけで、昨年、決算したときにそういう説明があったのかと言われるとちょっと覚えがないので、その辺のところはしっかりと説明をしていただくようお願いを申し上げておきます。

それと、無線LANの件ですが、今の教育長のお話ですと、タブレットを持ち込んで、タブレットとスクリーンという、例えばプロジェクターであったり、電子黒板なりを有線でつないで再生して大きく見せるということは可能だという考え方だと思うんですね。例えば電子黒板とかプロジェクターとタブレットが無線でつながっているという状態が今できる状況ではなかったと思うので、間に無線LANがないとそれはつながらないと思うので、あくまでもそういう状況で使っていらっしゃるということだと思います。

これもなかなかお金がかかることなので、すぐというのはなかなか難しいかもしれませんが、公共施設という部分でいうと、無線LANが学校に限らず公共施設内は、最低でもどこでも、本来ならばまちじゅうどこでも無線LANというのが一番理想的なんですけれども、まず公共施設内は全て無線LANを整備していただく。例えば、今、通常いつも使えるところという、当町の場合は歴史未来館ぐらいしかないわけなんですけれども、大変有効に私の場合は使わせていただいて、あそこで会議をすることが多いものですから、大変有効ですし、いろんなもののアップロードなんかもすぐその場でできるということで、大変ありがたく思っております。

ます。

それと、学校の公用車の件なんですけれども、いわゆる先生の個人に委ねられた部分、もちろん事故をしないとかいうのは、別に先生であろうが何であろうが関係なく当たり前のことなんですけど、長年の慣習というか、私の長男も教師をしておりますが、例えば分校とか遠いところにありますもんで、本庁舎で会議があるときは自分の車でお伺いを立てて、判こをもらって行くということをしていました。細かいことはどうやったかなあというようなことを言っておりましたが、いずれにしても、基本的に公務中である以上は、公務中であるということが明確になるような状況で使用していただかなければいけないというふうに思うんですね。先生とか職員の方もそうなんですけれども、立場とか身分というものを補償した上で、あくまでも仕事上のことですから、例えば事故といっても全くのもらい事故というものもあるわけですから、そういうことを考えたときに、学校設置者として公用車の有無について、今までなかったから、そのまま先生の意思に任せておけばいいというふうにお考えなのかどうか、最後に一声だけお願いします。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 今回のルールは、きちんと自家用車の承認申請書というのを保険内容やら免許証の写しをつけて、そしてそれぞれの学校の先生が4月に登録していただいています。

出張するときには、同乗者も含めて出張承認願というのを提出していただいて、許可をされたものについて自家用車を承認しています。

したがって、例えば車の正面に勤務中だというようなラベルを張るとか、そんなことは一切しておりませんが、本人は何かあったときに私は公務中ですと、つまり先生が車に乗って、たしか授業中だがあそこにおったぞというようなことに関しては、承認簿を見ていただければ、出張中だということはきちんと証明できると思います。

もちろん、例えば、もしも万が一事故が起こったような場合についても、公務中だということとはきちんと申請できますし、事故が起きた場合には全て私どものほうに事故報告というのが上がりますので、そこで公務中であったか、公務中でなかったか、通勤途中であったかというような証明は、きちんと報告書をもって私どものところに報告をいただけることになっています。

学校の先生が公務で私用車を使わなければならないという現状については、これから何なるの改善を図る必要はあると思っております。以上です。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 1つだけ申しわけないです。

決算認定ということで、精読期間中に勉強会をしていただきまして、なかなか出席できなかったわけですが、2項の小学校費で、決算認定資料87ページなんです、下羽栗小学校整備事業で1,000円の頭出しというのか、1,000円入っています。その右に基金残高515万9,809円と。これはどういうものか、先生方と下羽栗小学校とのやりとりで何かに使うという目的基金になっているのか。ここには教育施設の充実を図ると書いてありますが、現在、下羽栗小学校、国旗掲揚塔も立ったか立っていないかちょっとわからないんですが、国旗掲揚塔は立ったかもわかりませんが、差し当たって小学校のグラウンドの整備もあります。それから今話題になっております中学校、小学校、大変遠いところは2キロ、3キロから歩いて小学校は通っているようなことで、全教科書をうちから持って運ぶのが大変だから、教科書は学校へ置いていくというようなこともある程度進んでいるようですが、小学校では、前から先生が言われるように、かばんを入れるロッカーが小さいということで、改善をしてくれと校長先生からも言ってきたような覚えもあります。この基金残高をどんなふうに、毎年このまま金額を置いておくものなのか、やはり突発的な災害とかもあるので、基金は置いていかなきゃならないのですが、これはどんなような範囲で使われるのか。

差し当たって、本当にグラウンド整備にまた莫大な予算も要すると思います。最近では、2週連続、下羽栗小学校はリサイクル活動が中止になりました。やはりグラウンドが本当にびたびたで、私も2週延びて、商売はえらい目に遭いましたけれども、返品を食らっちゃって何ともなりませんけれども。そうしたら、先週の土曜日は雨が降っておったんですが、笠松小学校は雨が降っておってもリサイクル活動をやりますとって防災無線で発表していたんですが、笠松小学校はどこでやったのか、アスファルトの上でやったのか、それはわからん。そんなふうで、それはそれとしても、この基金の使い道ですね、やはり小学校と綿密に相談して、いろんなロッカーの問題、グラウンドの問題、またほかの教育施設の充実にも充てるものなのか、そこら辺の考えを一度聞かせてください。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 先ほどいろいろ御要望がありましたが、その中で設備の件は別としまして、重たいものを持って子供たちが通学するという件に関してでございますが、8月の末、各学校に通知をいたしました。これは、子供たちの熱中症対策でもあるんですが、重たいものを毎日持って通うということに関して、非常に子供たちの体の成長にもマイナスになるというような報告がございまして、学校に置いていてもいいもの、家庭学習に必要なものを分けまして、家庭学習に必要なものは持って帰らなきゃならないけれども、そうでないものは学校に置くことができるというふうにして、案内をさせていただきました。

しかも、学校に置いてもいいものについては、保護者にきちんと通知をもって御案内するというふうにして、各学校のほうから保護者に御連絡をさせていただいたところだと思っていま

す。多分間違いなく届いていると思います。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 安田議員さんからの下羽栗小学校の整備事業についてのお話であります。この基金というのは、もとは光製作所からいただいた下羽栗小学校に対しての基金が原資でありましたが、その後いろいろ使わせていただいた中で、今言われた国旗掲揚塔もそのお金でやらせていただいた部分があったようでございます。そういう中で、下羽栗小学校のいろんな整備問題というのは、今のグラウンドのみならず、抱えた問題が多くあることは承知をさせていただいております。

そういう中で、この整備基金の活用というのは、何かのときの危機管理ということだけではなくて、やはりすぐやらなきゃならないいろんな整備に対して、小回りが利く基金として活用しようということもあります。

当然、ロッカーの問題やグラウンドの問題というのは、やっぱり大がかりな整備になりますので、この基金だけでできるわけではないんですが、そういうことも含めてやはり基金を活用するのか、あるいは一般の財源でやるのかというのは、やはり財政状況を見ながらの判断になると思います。多くの問題を、課題をいただきながら、私どももそういうところを見据えて対応を考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

今の教育長さんのほうから言われた、重たいものを持って通学するという事は、小学校、中学校同じですので、これは8月末に、ことしは特に猛暑の中、通学が大変ということで、ある程度連絡は父兄に出したというようなことを聞いております。来年もまた同じことだと思えますので、そこは臨機応変でまたしっかり進めていただきたいと思います。

町長さんのほうからの基金残高の件で、特に下羽栗小学校には光製作所の松原さんからいつもいろんな支援を受けております。それを活用するにも、この基金をいかに活用するかということが、これからの子供たちにやっていかなきゃいかんと思います。

その中、僕はいつも思うのは、小学校、中学校も一緒ですが、やはり今の子供はどうしてもスマホやらゲームをうちの中でするのが多いんですが、一つ、やはり外部からスポーツ選手、特に陸上の選手を講師に招いて今の子供に、どうも走り方がなっておらんと思うんですね、フォームが悪いと思いますので、少しでも運動をすると、陸上の選手を呼ぶと大体100メートル走ると1秒や2秒、小学生はすぐに早くなるらしいもので、そこら辺ちょっと検討していただいて、これは途中でずっとやるわけにはいきませんが、小学校、中学校のころからスポーツに親しんで体を鍛えるには、やはり外部から陸上の選手、またバスケの選手とかバレーボー

ルの選手、そういうようなものも検討していただきたい。下羽栗小学校だけでなく、そういうような活用に、教育施設も大事ですが、外部からのそういう講師を招いて、体づくり、体力づくりに活用してほしい。特に今、1日中テレビの前かゲームの前で、うちの子供も見ておってもそうですが、そんなふうで、これは要望ですが、もし町長さんの考えがどんなふうかちょっとあったら聞かせていただいて、要望としておきます。よろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今言われた話の中で、私どもがサッカー協会を通じて心の教育ということで、プロのいわゆるオリンピックやいろいろ経験した一流のアスリートをお招きして、そういう指導なり、あるいはスポーツそのものではなくても、心のあり方等の状況の教育も行っていただいております。

今言われたように、陸上を今特定してお話があったようですが、いろんな意味で、やはり子供たちのそういうスポーツや体を鍛える体制というのは、いろんな方法を考えながら体制をつくることは大事なことだと思います。このことも一回よく研究しながら、相談をしてみたいと思っています。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） 大体出ちゃったもので、質問内容ですが、川島君のほうでも質問がありましたが、タブレットの問題ですが、グラウンドでは、例えば部活ではタブレット使用はしていないのかなあと考えているのですが、グラウンド関係ですが、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 大変申し上げありませんが、そのことまでちょっと承知しておりませんが、一応、陸上部の子供たちはフォーム等の確認のためにはタブレットできちんと写し、それを後に、タブレット端末の中で見合っ、そしてフォーム矯正や何かには使っていると聞いていますが、そのほかの例えばハンドボール部でフォーメーションの練習をするときの一人一人の動きを確認したり、そういった具体的な競技力を高めるために有効に活用しているということまでちょっとまだ使い切れていないと思っています。改めて、使用については各学校のほうにお願いしようと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 7番 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） 実は、中学校の部活の先生から私へ相談がありまして、例えば野球ですと投げ方、打ち方をタブレットで撮って、それを見直して、ここが悪いよ、ここがいいよ、こ

こをこういうふうに直せばいいよというような指導ができるというようなこと。そして今、テニスで大坂なおみが全米チャンピオンになったんですが、テニスの関係でも、やはりフォームとかフットワークとかそういう部分もタブレットで撮影しながら、先ほど教育長が言われましたように、陸上ではそういうふうにやってみえるかもわかりませんが、そういう部活の先生が、こういうところを撮りたい、こういうふうにしたらもっと向上するんじゃないかということ、ここ1年ぐらい前に話がありましたので、その辺のところもぜひ検討していただきたいと思いますので、もう一回、教育長のほうからひとつお願いしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 部活だけに限らず、ほかの活動についてももう少し、せつかく整えていただいたタブレットでございますので、活用できるようにしたいと思っています。

今のところは体育の室内の授業とか、それから三者懇談で自分をアピールする動画を、自分の活動を撮って親さんに見せるとか、そういった活動には利用しておりますが、もう少し範囲が広げられるはずでございますので、有効活用について、情報を活用するための委員会を持っておりますので、そこで交流し合って一層有効な活用ができるように手配してまいりたいと思っています。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

決算書79ページ、第10款 公債費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

決算書79ページ、第11款 諸支出金についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

決算書79ページ、第12款 予備費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

次に、歳入全般の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 一般会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページで町税の関係ですが、不納欠損額の額は書いてありますが、何件あってというところを各項目でお願いいたします。あわせて収入未済額についてもお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） この際、11時まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） 大変お待たせをいたしまして申しわけございません。

それでは、お答えをさせていただきます。

1 ページから 2 ページの町税の中での不納欠損額の件数のお尋ねをいただきました。

まず、全体では77件で968万7,362円でございます。1 項の町民税におきましては34件で238万8,382円、2 項の固定資産税では26件で718万5,580円、3 項の軽自動車税におきましては17件で11万3,400円という欠損額の状況でございます。

あと、収入未済額につきましては、大変申しわけありませんけど、ちょっとだけお待ちください。済みません。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） あわせて、今回の決算の中で、歳入については説明の資料がないんですが、私はやっぱり事業を行った中で歳入と合わさってくるわけですので、説明はつけてほしいと思いますが、それについてお尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

歳出につきまして決算認定資料というような細かい資料をつけさせていただいておりますが、歳入の関してもという御質問だと思いますが、そうですね、歳出のところで、収納率とかについては歳出の部分で触れさせていただいておりますが、やはりよりわかりやすい決算認定ということで、歳入について、来年度までに一度研究をさせていただきたいと思います。

○議長（尾関俊治君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） 歳入歳出どちらに含まれるかちょっとわかりませんが、全般ということですので、文字どおり全般についてお尋ねしたいと思います。

いわゆる公会計についてであります。

水道会計は既に公会計が導入されていますが、聞くところによりますと、数年前から国のほうから地方自治体の一般会計等についても公会計を導入するよというよいうような指導もしくは

要請があったと聞いておりますが、笠松町の現状はどのようにやられているのかということと、あと、全く私この会計とか簿記については門外漢なので、知識がないので教えてほしいんですが、そもそも一般会計は現金主義、予算を組み立ててやるような会計で、そしていわゆる公会計、民間の企業会計に準ずると思うんですが、そちらは何か発生主義というんでしょうか、そのように似て異なる会計を2つ取り入れる、その理由はどうしてなのでしょう。非常に手間がかかると思うんですが、そこまでの手間暇をかけてやる目的、メリットを教えてください。

それともう一つ、もしこれ既にやっておられるのなら、議会には報告義務はないということなんですけど、今後こういった場において、公会計で出した資料等は提出していただけるのかどうか、まずそのあたりの御説明をお願いしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、公会計につきましては、平成27年度からいろいろと固定資産税の台帳の整備、そしてシステムの整備等々を行ってまいりまして、平成29年度末につきまして、平成28年度の決算状況を公会計ということでホームページまた広報紙のほうで公表させていただいている状況でございます。

今、議員言われましたように、この公会計につきましては発生主義、複式簿記の導入とか、あと固定資産税台帳の整備、そして比較可能性の確保という3つの観点で導入しているものでございます。

現在の現金主義の補完するものということで、公会計のシステムを導入しております。やはり企業は公会計でやっておりますので、どなたが見てもわかるような公会計というような形で導入しているというものでございます。

あと、議員への報告ということでございます。現在、現金会計というものは、引き続き決算、予算では現金主義に基づいて行われるものでございます。現金会計を補完するものということで、公会計というものでございますので、もちろん議員の皆様にもいろいろ活用方法が決まりましたら御説明のほうをさせていただく予定でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

既にもうやっておられるということで、今お話しされた中で、誰が見ても比較検討できるようにということなんですけど、一般的に見まして、よっぽどそういった会社を運営されている方とか簿記の知識のある方は別ですが、一般の私を含めて、例えば貸借対照表とか損益計算書、キャッシュ・フローの計算書を見ても、これで何か町の財政状況を理解しろというのは、ちょ

っと難しいのではないかと思います。

それで、どうしたらいいかなあというようなことを私自身思っていて、いろいろ調べていたら、たまたまきのうの日経新聞に公会計のことが記事に載ってしまっていて、そして自治体によって公会計を生かす動きということで、少し先進地の紹介が載っていました。

ちょっと紹介しますと、浜松市では資産カルテをつくって、ほかの施設の複合とかあるいは老朽化の施設のそういったものの点検に当たっているとか、あと町田市では、行政点検シート、評価シートをつくって、中央図書館での蔵書数1人当たりとか、床面積1平方メートル当たりのコストとか人件費を出している、あるいは保育所の運営では、保育料で入所時1人当たり幾らぐらいのコストにかかっているという、そういうふう具体的な数字を出して市民の方に、私たちのまちは行政に当たって、これだけたくさんのお金が要るんだよということをわかりやすく数字で示している。笠松町も非常に財政的に厳しいというわけで、まずもって町民の方々にその辺を理解していただく、そのための有力なツールになるのではないかなあというふうに私自身思っていますので、またぜひともそういったやり方、手法を調査・研究していただいて、積極的に、せっかく手間暇かけてやっている公会計ですので活用していただきたいと、そう要望させていただきたいと思います。以上です。

○議長（尾関俊治君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 繰越金の件でお聞きしたいんですが、繰越金そのものを聞くわけじゃなくて、繰越明許の件なんですけれども、今回繰越金で4億3,300万とあるんですけれども、平成29年度の一般会計補正予算、30年の3月まであったんですね。平成29年の12月議会に出された補正予算では、この繰越金が3億6,000万ぐらいなんですね。7,200万ぐらいが違っているんです。それは何かというと、繰越明許だということで、それはわかっていたんですけれども、繰越明許というのは事業費で繰越明許をするわけですので、その金額が28年度から29年度にかけて繰越明許をしていますので7,200万、それが幾ら使われたのか、必ずしも100%使い切るということは絶対ありっこないわけですね、事業費ですから。経常経費なら別なんですけれども。

それで、残った分は繰越金になるわけですね。実際の28年度の繰越金であるんですけれども、29年度のほうに入れて会計処理をしているということなんですけれども、そうなりますと、1年ずれての会計処理ということになっているんですが、今回の歳出のほうを見ても、28年度からの繰り越し分ということで、例えば円城寺の調整池の件だとか、学校給食センターだとかというところが出てくるんですが、やっぱりそれはそれとして明確にわかるようにしていただきたいなあということを思うんです。

そうしないと、年度をまたいでいますので、1つの中でいきますと井勘定になってしまうの

で、やっぱりバランスシートからいってもおかしくなるのではないかなあということを感じるんですが、その辺の会計処理についてどういう見解といますか持っていますか、またそういうやり方でいいのか、私はちょっと違うんじゃないかなあと思うんですけども、その辺ちょっと明確にさせていただきたいということでの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

まず、現在の会計の処理ということでございますが、ちょっと時期が違うわけなんです、第2回の定例会で前年度から翌年度に繰り越した繰越明許費計算書ということで、翌年度へ繰り越した額というのをまず御報告をさせていただいております。

そして、第3回の定例会ということで、決算につきましては、決算認定資料の事業の中身で平成28年度繰り越し分というような形で現在表記をさせていただいている状況でございます。

ただ、伏屋議員さんがおっしゃいますように、繰越額全体で予算が幾ら繰り越して、そこで幾ら支出をしたのかという一覧的な明細というのは、現在のところは表記をしておりませんので、こちらにつきましてもその表記が可能なかどうか、そしてまた可能であればどんな方法があるのかというのを含めて、来年度の決算までには研究をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） ほかにありますか。

〔「ありません」の声あり〕

第61号議案全般についての質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田島議員。

○5番（田島清美君） いろいろな質問の中で、今ぎりぎりの職員数で、産休の人も多いんで、議会のほうでも3名から2名に職員さんもそのままやっているということと、財源の中でもぎりぎりということで、各事業執行されていますけれども、職員の体制として、派遣職員の状況についてちょっとお尋ねしたいんですけど、平成29年度と現在30年度のほかの団体への派遣と受け入れ状況を教えてください。また、その派遣理由も教えてください。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

職員の派遣状況ということで、平成29年度と30年度の状況というお尋ねでございましたので、順に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、岐阜市との人事交流によります派遣でございますが、こちらのほうは交流でございますので、私どもから岐阜市へ派遣、1名の方を岐阜市より受け入れをさせていただいております。平成29年度、30年度も同様な形で実施をさせていただいております。

それで、次、衛生施設組合への派遣でございますが、平成29年度は1名、30年度におきましては2名の職員を派遣させていただいております。

続きまして、羽島郡広域連合につきましては、平成29年度1名、30年度も同様に1名でございます。

続きまして、岐阜県地方競馬組合への派遣でございますが、平成29年度が正職員1名と嘱託員1名、30年度におきましては正職員1名の派遣を行っているところでございます。

また、平成30年度新たにということで、岐阜県後期高齢者医療広域連合へ1名の派遣を行っております。

職員の派遣につきましては、地方公共団体相互間の協力援護に関する措置ということで、職員派遣に関する経過というか制度がございます。このような制度を活用することによりまして、派遣を受けました地方公共団体の事務の遂行が能率的かつ的確に行われること、また普通地方公共団体相互間における事務ですとか技術の交流が促進されるというようなこととともに、財政上の負担も少なく効果のある地方公共団体の相互協力が期待できるというような考えのもとに派遣のほうを行っているということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 岐阜市とは1年、人事交流ということ、また後期高齢のほうはそういうこととわかったんですが、衛生施設組合は新しい施設が10年後の完成を目指すということで聞いているんですけど、平成30年度から1名増員する必要があるのかどうかということと、その業務の内容、要するに平成29年度の決算で衛生施設組合負担金が1,660万円ほどとなっているんですけど、その内容というか内訳もちょっと教えていただきたいです。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） 私のほうからは、職員の派遣増についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、議員さんおっしゃいますとおり、事業の推進によりまして事務量の増加に伴い、構成市町への職員増員の要請がございました。これに応える形で増員をさせていただいたというものでございます。

○議長（尾関俊治君） 堀部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 私のほうからは、施設組合の負担金の内容についてでございます。1,660万円の負担金がございますが、そのうち旧の施設、境川の施設への維持管理負担金ということで1,610万円、そして新施設建設等の負担金ということで50万円という内訳になっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） ありがとうございます。

あと済みません、消防署のほうは笠松町のほうからずうっと派遣しているんですけど、これというのは、今さらながらあれなんですけど、一体どういった業務をやってみえるのかということと、あと競馬場のほうなんですけど、以前は赤字になっていて、困っているから笠松、岐南からということで、職員派遣や財政支援をしていたという記憶があるんですけど、今、逆転して、競馬場のほうは黒字と聞いていますし、先ほど長野議員のブロック塀の一般質問でも、競馬場の1つ独立した自治体になっているからということで、自前で直したほうがいいんじゃないかみたいな答弁もされていたんですけど、もう競馬場のほうも黒字なんで、自前で職員を育てていくべきじゃないかなと思うんですけど、その点についてよろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） まず、消防署の関係ですが、管理者が広江町長ですので、そういった関係で、私どものほうからずうっと出しているわけでありまして。これは単純にそういうことだけではなくて、幹事町といいますか、笠松町のシステムを使った事務もございまして、そういった総務的な庶務的なこともずうっとやっていきたいということで、私どもの職員を出しています。それで、人件費の半分は当然岐南町からも出していただいていますし、例えばプロパーを雇うとすると、最初は安いんですけど、ずうっと人事の刷新がされませんので、私どものほうからずうっと送り出しております。

同じように二町の教育委員会は、幹事町の岐南町からたしか2名、職員を出していただいておりますという状況です。

それから、競馬場のほうですが、経営の危機の前は、確かに岐阜県が一番権利が多いということで、岐阜県のほうからプロパー以外の管理職は派遣しておりました。存廃問題を受けて、構成市町、岐阜県と岐南町と笠松町ですね、ここで支えようということで、人件費をもって2名ずつ出しております。ずうっと経営危機が続いていましたので、職員の採用を行っていませんでしたので、やはり管理者が必要ということで、それぞれそういった一般行政職の知識を持った人間を派遣しております。

確かに、今は会計的には黒字ですが、ほとんど我慢していただいた段階での黒字ですので、そういったことは多分、管理者も思っておると思いますが、将来的にはそういった道もあるんじゃないかなと思っております。以上です。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、派遣のことでいろいろ御質問があった中では、それぞれの部長や副町長からお答えしたとおりであります。

最後に、競馬場のことでいろいろ御指摘や御質問があったこと、当然、議員も競馬議員であ

りますから、競馬場の今の経営状況とか運営状況とか、これからの将来計画とかを御存じのほ  
ずであります。

当然、今は競馬場の経営というのは、インターネット等の増加がきょうもありまして、黒字  
の対応をさせていただいておる中で、経理の状況を見ていただいたとおり、財政調整基金、い  
わゆる貯金というのはほとんどゼロのままで進んできている。今、何が必要かといえば、副町  
長が言ったように、ここ20年来、私どもはずうっと赤字財政、赤字競馬そのものを引き継いで  
やってきた中で、こういう状況を担ってきた。そうであれば、今までの20年間の分のいろんな  
設備や待遇や処遇やいろんなことをやっぱり改革をしていかなきゃならないという資金がまだ  
二十何億足りない状況の中です。リニューアル計画も含め、そしてまた笠松町の人  
事計画、笠松競馬場の人事計画も含め、まだまだ穴を埋めなきゃならない対応がいっぱい残っ  
ている中での我々の派遣でもあります。

県からは今4人と笠松町から1人、そしてまた岐南町から1人という体制の中であり、昨年  
までは2人ずつであったのが、そういう状況の中で1人に減らしていただいた経営体制をとっ  
ているわけです。決して今、黒字が6億、7億あったから、経営状況が全て改善し  
たというわけではない中での競馬運営でありますから、当然私どもも、2回ほど前の競馬議会  
のときにも御説明したとおりの状況でありますから、そういうことも踏まえた経営状況と、あ  
るいは県、笠松町、岐南町の支援体制を整えた中で競馬運営を健全な運営ができるようにして  
いこうという体制づくりのときでありますので、当然御理解をいただいて進めておると思っ  
ておりますので、その点のこともまた改めて申し上げて御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（尾関俊治君） ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 自衛官の募集についてのこの年度はどうであったかお願いいたします。

それから、農業の関係ですが、市街化区域については今後、市街化として発展し、本当に農  
地はだんだん少なくなっているんですが、市街化調整区域は当面農業を続けていただける土地  
だと思いますが、これまでの中ではイチジクの栽培などもありましたけれど、今後、高齢者で  
引き続いて耕作していただけない状況も起こってくるだろうし、それから跡継ぎがないという  
問題も起こってくる中で、この農業を続けていくため、どうこの区域を守り、育て、そしてこ  
の土地を使って少しでも笠松を広げていけるようなことを考えて、発信していけるかと私は思  
うんですけれど、市街化調整区域についての展望はどのように思っているのか、2点  
お尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 市街化調整区域の問題であります。議員も御承知のとおり、今から20

年ちょっと前に市街化調整区域の中の地区計画ということで再開発をしようというお話がありましたが、これはまだ地元のいろんな理解や行政の体制の中で頓挫してできなかったことでありました。

その後、やはりいろんな法律や状況も変わってきた中で、地区計画という方法ではなくて、市街化調整区域、いわゆる都市近郊のこの町にとって農業を守り、そしてまた地域の発展を支えていくための開発をどうしたらいいかということを考えるときに、笠松の場合は御承知のとおり、岐阜都計の中の一つの地域でありますから、私どものところだけで調整区域を外したり、あるいは地区計画を立てることがなかなか困難な問題もあります。これは町の一つのマスタープランの中で私どもも上げさせていただいたとおり、松枝地域においては、全体の網の中では将来そういう地域の開発の中では、農業だけではなくていろんなことができるような一つの地域として考えていこうというマスタープランの考え方も入れさせていただきましたので、それに基づいて計画は立てなければならないと思います。

と同時に、今申し上げた、まだ農業を営んでみえる方、そしてまた担い手がない方、いろんな状況が入りまじっている部分もありますので、一つの大きなコンセンサスを持ってこの地域の開発をやるには、ここ何年かの間は多くの皆さんの理解をいただいた上での方向性を決めることがやっぱり大事な時期になってくると思います。将来のこの地域の発展のために、数カ所ある私どもの調整区域に対する考え方を真剣に取り上げて考えていかなきゃならないことだと思います。

その大きな問題の一つが、競馬場の跡地問題、いわゆるリニューアル計画に基づく円城寺厩舎一帯の問題も出てまいると思います。厩舎を移転するのか、あるいはそこでやるのかは、またこれからのリニューアル計画の中で決定をした上で、大きく将来の展望が変わってくる状況でもあります。まだその決定がなされていない状況の中で、地元の皆さんに説明することはできませんが、将来的な流れの中では、必ず円城寺地域も、そしてまた北及を初め残っている門間地域での調整区域の問題というのは、総合的に解決していかなきゃならない大きな問題であるという認識を持って今いろいろ考えさせていただいておる状況であります。

○議長（尾関俊治君） 村井部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

自衛隊法第97条の規定に基づきます自衛官募集事務といたしまして、広報「かさまつ」への募集案内の掲載、あと自衛官募集事務説明会の出席のほか、自衛官募集ダイレクトメールの発送ということで、平成29年度におきましては、高校3年生の方を対象に234名の方にダイレクトメールの発送をさせていただきました。決算額につきましては1万4,000円ほどになっておりまして、同額を事務費委託金という形で受け入れをさせていただいているというものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 自衛官のほうはそれでいいんですが、市街化調整区域ですが、確かに将来の展望としては、県庁所在地に近い中にある笠松町ですので、市街化区域にしていく展望も大事なこともかもしれませんけれど、もう一方では、私は農業の大きな役割として、災害のときの貯水池の役割、それから緑、稲穂を含めて、それが私たちの環境、健康などにも大事なことでと思います。一定のところを本当に災害のための貯水池の役割を果たしていただけるようなことというのも物すごく大切ではないかと思いますが、そうした点での考えを含めて、農地を生かしていく方向を考えるべきではないのかなと思っております。どんな御恩が来るかはわかりませんが、本当に田畑が果たしてくださっている役割というのは大きいと思います。

けれども一方、政府はお米をつくる補助金、1俵当たり1万5,000円を本当にきれいになくしておりますし、農業を続けていくこと自体大変難しいところに来てもいると思います。TPPの問題も含めてであります。私はやっぱり笠松町の中に一定の農地を確保すべきではないかということ常々思うんですが、それについてはどう考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 当然であります。今、議員が言われたように、農業、そしてまた水田等の耕作地というのは、これは遊水地帯としての大きな役割もありますし、かといって、担い手の問題もあること、そしてまた今の都市近郊の地形の問題もあること等、総合的に判断しないと難しい問題であると思っております。

大きな例の一つに、やはり境川がある中で、当然上流域の各務原や岐阜の部分のほとんどもう遊水地帯がなくなった状況になってまいりましたので、上流に雨が降れば、本当にすぐ私どものところへ影響してくる状況がやっぱり大きな例としてあり、私どもが円城寺地内に遊水の地域をつくることは、一つの遊水地帯がなくなったことへの対応でもあると思っております。

そういうようなことも鑑みながら対応しなきゃならぬことでありますので、一概に後継者だけの問題を取り上げるわけにもいかない、そしてまた地域の農業を大切に守っていく問題も対応しなきゃならないという大きな問題点の中での動きでありますから、十分そのことは私どもも将来にわたっての地域づくりの大きなプランとして考えていくことであります。

おっしゃったこともよくわかりますし、そういう状況の中での考えを進めていきたいと思っております。

○議長（尾関俊治君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第62号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 国民健康保険特別会計の決算説明資料の27、28ページですが、歳入のところで未収入額2億3,190万1,825円というのが出ておりますが、この年度は当然まだ笠松町で行われていますが、県の運営になってからについてはこの未収入額はどのように運営されていくものなのか、そのまま町としてずうっと抱えて徴収事業を行っていくのか、その点、どんなふうになるのか教えてください。

○議長（尾関俊治君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

この4月から国保のほうが始まりましたけれども、都道府県単位化になりましても、財政運営の主体が県となったとはいっても、保険税の賦課、徴収につきましては、今までどおり町のほうで行ってまいりますので、この滞納の分もそのまま町のほうでこれからも収納してまいります。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 平成30年度からは県に納付金として集めたお金を納めるわけですが、この未収分も含んだ予算を立てて保険料というのはつくられていくというふうに考えてよろしいですか。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

保険税の税率を決めるときに、もちろん収納率等のところも加味して保険税を決めてまいります。保険税は、実際的には今の滞納分というのも加味して、これから町のほうで保険税を決めてまいります。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 保険税は6億行くことなく、たしか平成30年度も5億だったと思えますけれど、そこに何%ぐらいずつ掛けていくのか、これを不納欠損になるのは5年だと思えますけれど、どのように組み込まれるものなんですか、お尋ねします。

○議長（尾関俊治君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず、町の国保の予算のほうなんですけれども、納付金とか保険事業に必要なものとか、あと審査支払手数料だとか、そういうものでまず必要額の予算が決まります。それに対して、市町村向けの県のほうから入ってくるものだとか、公費で入ってくるものがございまして、医療費については、そのまま県のほうから丸々全額入ってまいります。

そのような分を差し引いたものが、保険税として必要になってくる分ですので、その保険税と必要になる総額に対して調整額というのが収納率で掛けてありますので、何%と言われますとちょっと数字的には今出ませんが、そのような形になっております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第63号議案 平成29年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第64号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第65号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第66号議案 平成29年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第1号請願 核兵器禁止条約に日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「質疑はありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

古田議員。

○2番（古田聖人君） 核兵器禁止条約に日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願について、不採択の立場から討論を行います。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国です。国民の間にも核兵器廃絶を求める声は広く根づいています。世界の国々が互いに手を取り合って、地球上から核兵器をなくしていくことは、私にとっても理想の姿であります。

しかしながら、現在の日本を取り巻く国際情勢は理想とはかけ離れた厳しいものがあります。米朝首脳会談の実現により、朝鮮半島の非核化が一気に進むのではと期待が膨らみましたが、いまだに北朝鮮は核放棄に向けた動きをほとんど見せていません。

また、日本との間に領土問題を抱える中国とロシアに至っては、核兵器を含む強力な軍事力をもって、アジア全体に大きな影響力を及ぼそうとしています。

こうした中、核兵器を持たない我が国が今日まで経済的な繁栄と平和な暮らしを享受できたのは、日米安保条約に伴うアメリカの核の傘の下で守られてきたことも要因の一つであると考えます。

つまり、核兵器の最大の抑止力は核兵器であるという、厳然たる事実を否定することができないのであります。

このような状況を鑑みたとき、日本政府のとるべき立場は、安易に理想主義に追随するのではなく、まずは目の前の問題を解決し、理想の実現のための礎をつくることではないでしょうか。それには、関係国と連携をとりながら朝鮮半島の非核を進め、中国やロシアとも未来志向の関係を築いていくことが求められます。

一方で、国連の場においては、核軍縮を実質的に前進させるために、核保有国と非保有国が

ともに前向きに参加できる協議の枠組みをつくることに主導的な役割を果たしていくことが重要ではないでしょうか。

以上のことから、核兵器廃絶や禁止は必ずなし遂げなくてはいけない人類の目標ではあるけれど、現時点で核兵器禁止条約に日本政府の署名と批准を求める請願については、タイミング的にもアプローチ的に適切ではないと判断し、反対討論といたします。以上であります。

○議長（尾関俊治君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 確かに核抑止力、そして安保条約のもとで、日本が本当に被爆者の立場に立てる、今日まで本当に苦しい皆さんの一人一人の運動でここまで国連が成長してきました。

そして、その中で今回この条例をぜひとも日本の政府として批准し、そして一日でも早く抑止力ではなく、ともに核兵器のない地球をつくり上げていく、その一端だと考えますし、そのチャンスだと思います。

そのときに憲法を変え、武力を持ち、そして日本の自衛隊を軍隊としてアメリカの戦争に巻き込んでいく、今そういうおそれのある中でこそ、日本として国民の立場に立ち、自立を考え、ぜひともこの署名を促していける、そんなことが大切だと考え、私は賛成をいたします。

○議長（尾関俊治君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については起立により採決を行います。

本件は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、第1号請願は不採択とすることに決しました。

---

### 閉会の宣告

○議長（尾関俊治君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成30年第3回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成30年第3回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時00分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成30年9月18日

議 長           尾    関    俊    治

議 員           川    島    功    士

議 員           安    田    敏    雄